

医薬品安定供給を踏まえた院外処方箋（一般名処方推進）について

当院で発行する院外処方箋は、一部において『先発医薬品』か『後発医薬品（ジェネリック薬）』を患者さまに保険薬局にて選んでいただくことが出来るように『一般名処方』を当院では取り組んでおります。

現行医薬品の安定供給を踏まえ一般名処方を推進することにより保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者様に薬物療法を安定に提供する観点から患者様におかれましてはご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※医師が商品名を指定して処方する場合や後発品が存在しないお薬などに対しては今までどおりの商品名での記載となります。

ご不明な点等ございましたら主治医にご相談いただきますようよろしくお願い致します。

一般名処方の処方せんを発行するとは？

これまでは、『製薬会社が独自につけたお薬の名前(=商品名)』と『後発医薬品には「会社名」を付加』して処方せんに記載するのが通常でした。それに対して、一般名処方では商品名や会社名を指定せず、お薬の効果を表している『有効成分の名前(=一般名)』のみで処方を行うことをいいます。

例)	旧来（先発品）	→		ムコダイン	錠	500 mg	
	旧来（後発品）	→		カルボシステイン	錠	500 mg	「サワイ」
	今後（一般名）	→	【般】	カルボシステイン	錠	500 mg	
				一般名（成分名）	形	含量	会社名

どうして一部なの？

すべてのお薬には、もちろん成分がありますので、どのお薬も成分名(一般名)で表すことができます。しかし中には2〜3種類の成分が混合されているものや、一般名にすることが難しいお薬もあります。また一般名で処方しても選べるお薬が1つしかないケースもあります。当院では、患者さまに間違いなくお薬がわたるよう患者さまが有益なお薬選びができるよう細心の注意を払って薬剤を選んでいきます。今後、安全有益が確認されたお薬が出てきましたら、対象の薬を増やしていきたいと考えています。

